

(別紙) 重点医師偏在対策支援区域における想定補助事業 (今回の調査対象のみ抜粋)

予算の範囲内で実施するため、補助対象者、対象となる経費や補助率については変更となる場合があります。

1 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 (施設整備)

対象地域：県内全域 (ただし、福島市と郡山市は補助率が異なる。)

(1) 施設整備

対象事業：令和7年11月11日以降に承継・開業をした (する予定の) 診療所が、厚生労働省から都道府県に内示した後に着手した事業

対象経費：診療所の運営に必要な診療部門 (診察室、処置室等) や診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

基準額：次に掲げる基準面積と単価を乗じた額の合計額。

○基準面積

診療部門 ア 無床の場合 160 m²

イ 有床の場合

(ア) 5床以下 240 m²

(イ) 6床以上 760 m²

医師住宅 80 m²

看護師住宅 80 m²

○基準単価

鉄筋コンクリート 558,000 円

ブロック 440,000 円

木造 362,000 円

補助率：1/2 (福島市と郡山市は、1/4)

(2) 今回の調査は、設備整備・運営費は対象外です。

2 重点医師偏在対策支援区域勤務環境改善整備事業

対象地域：県内全域 (ただし、福島市と郡山市は補助率が異なる。)

対象事業：厚生労働省から都道府県に内示した後に着手した事業

対象経費：医師の勤務・生活環境改善に資する、病院の宿直室、医局、更衣室、浴室等の整備費

基準額：次に掲げる基準面積と単価を乗じた額の合計額。

○基準面積 80 m²

○基準単価

鉄筋コンクリート 558,000 円

ブロック 440,000 円

木造 362,000 円

補助率：1/2

3 今回の調査は、重点医師偏在対策支援区域医師派遣元支援事業、重点医師偏在対策支援区域代替医師確保支援事業は対象外です。